

議案第八十一号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年十二月二十七日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「百分の七十二・五」を「百分の七十五」に改め、同項ただし書中「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改め、同条第三項中「百分の七十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十五」に改める。

附則第六項中「平成二十二年三月三十一日までの間における第十三条第二項の規定の適用については」を「第十三条第二項の規定の適用については」を「第十三条第二項の規定の適用については、当分の間」に、「百分の十三」を「百分の十四・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	303,700
	2	145,500	161,000	306,900
	3	147,000	163,000	310,200
	4	148,500	165,000	313,400
	5	150,000	166,900	316,700
	6	151,600	169,100	319,900
	7	153,300	171,300	323,100
	8	155,100	173,400	326,300
	9	156,900	175,700	329,400
	10	158,700	178,400	331,900
	11	160,500	181,000	334,300
	12	162,500	183,700	336,800
	13	164,500	186,400	339,300
	14	166,500	187,900	341,700
	15	168,700	189,600	344,200
	16	170,900	191,300	346,700
	17	173,100	193,000	349,100
	18	175,500	194,600	351,600
	19	178,000	196,300	354,100
	20	180,400	198,000	356,400
	21	182,800	199,700	358,800
	22	184,400	201,500	361,000
	23	186,000	203,200	363,000
	24	187,500	205,000	365,100
	25	189,100	206,800	367,200
	26	190,700	208,700	369,300
	27	192,300	210,500	371,300
	28	193,900	212,500	373,300
	29	195,400	214,500	375,300
	30	197,000	217,000	377,300
	31	198,600	219,700	379,100
	32	200,200	222,400	381,000

33	201,700	225,000	382,900
34	203,300	227,700	384,800
35	204,900	230,500	386,600
36	206,600	233,200	388,500
37	208,300	236,000	390,400
38	209,900	238,700	392,300
39	211,600	241,600	394,000
40	213,300	244,500	395,800
41	215,000	247,300	397,600
42	216,600	250,200	399,400
43	218,400	253,100	401,100
44	220,200	256,100	402,900
45	222,000	259,100	404,600
46	223,700	262,100	406,300
47	225,500	265,200	407,900
48	227,300	268,200	409,600
49	229,100	271,300	411,200
50	230,900	274,400	412,800
51	232,500	277,400	414,300
52	234,200	280,600	415,900
53	235,900	283,700	417,500
54	237,600	286,900	419,100
55	239,200	290,100	420,600
56	240,800	293,400	422,000
57	242,400	296,700	423,500
58	244,000	299,900	425,000
59	245,600	303,100	426,500
60	247,100	306,200	428,000
61	248,700	309,400	429,300
62	250,300	312,500	430,700
63	251,900	315,600	432,100
64	253,400	318,700	433,500
65	255,000	321,700	434,800
66	256,600	324,200	436,000
67	258,100	326,600	437,100
68	259,600	329,000	438,300

再任用職員以外の職員

69	261,000	331,400	439,500
70	262,400	333,700	440,500
71	263,800	336,100	441,500
72	265,200	338,500	442,500
73	266,600	340,900	443,400
74	267,800	343,200	444,200
75	269,100	345,600	445,100
76	270,300	348,000	445,900
77	271,500	350,200	446,700
78	272,700	352,300	447,500
79	273,800	354,400	448,300
80	274,900	356,300	449,100
81	275,900	358,300	449,800
82	277,000	360,300	450,500
83	278,100	362,300	451,100
84	279,200	364,100	451,800
85	280,200	366,000	452,500
86	281,200	367,900	453,200
87	282,200	369,800	453,900
88	283,000	371,600	454,600
89	283,900	373,400	455,300
90	284,800	375,100	456,000
91	285,600	376,800	456,700
92	286,400	378,400	457,400
93	287,200	380,000	458,100
94	287,900	381,600	458,700
95	288,600	383,200	459,400
96	289,300	384,700	460,100
97	289,900	386,100	460,800
98	290,600	387,400	461,500
99	291,300	388,700	462,200
100	292,000	390,000	462,900
101	292,600	391,300	463,600
102	293,200	392,500	464,300
103	293,800	393,800	465,000
104	294,400	395,000	465,600

105	295,000	396,200	466,300
106	295,500	397,400	466,900
107	296,000	398,600	467,500
108	296,400	399,700	468,100
109	296,800	400,900	468,700
110	297,100	402,100	
111	297,500	403,200	
112	297,900	404,300	
113	298,300	405,400	
114	298,700	406,500	
115	299,100	407,500	
116	299,500	408,600	
117	299,900	409,600	
118	300,300	410,600	
119	300,700	411,600	
120	301,100	412,600	
121	301,500	413,600	
122	301,900	414,500	
123	302,300	415,500	
124	302,700	416,500	
125	303,100	417,500	
126		418,400	
127		419,300	
128		420,200	
129		421,000	
130		421,700	
131		422,500	
132		423,200	
133		423,900	
134		424,600	
135		425,200	
136		425,800	
137		426,400	
138		427,000	
139		427,600	
140		428,200	

141		428,800	
142		429,300	
143		429,900	
144		430,400	
145		430,900	
146		431,400	
147		431,900	
148		432,400	
149		432,900	
150		433,400	
151		433,900	
152		434,400	
153		434,900	
154		435,400	
155		435,900	
156		436,300	
157		436,800	
158		437,300	
159		437,800	
160		438,300	
161		438,800	
162		439,300	
163		439,800	
164		440,300	
165		440,800	
166		441,300	
167		441,800	
168		442,300	
169		442,800	
170		443,300	
171		443,700	
172		444,200	
173		444,700	
174		445,200	
175		445,700	
176		446,200	
177		446,700	
再任用 職員	222,100	275,800	341,300

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 この条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第三十条第一項及び第二項の規定の適用（同条第三項に規定する再任用職員に係る適用を除く。）については、平成二十年三月三十一日までの間、同条第一項中「六月一日」とあるのは「三月一日、六月一日」と、同条第二項中「百分の七十五」とあるのは「三月に支給する場合には百分の五、六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五」とあるのは「三月に支給する場合には百分の五、六月及び十二月に支給する場合には百分の九十五」とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 5 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「施行日前」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前」に、「人事委員会が」を「特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「人事委員会が定める給料月額を」を「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十六号）附則第五項及び第六項の規定により人事委員会が定める給料月額を」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とする。

附則中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（勤勉手当） 第三十条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の七十五 を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十五 を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給す</p>	<p>（勤勉手当） 第三十条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の七十二・五 を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の勤勉手当の額は、職員の給与月額に、百分の九十二・五 を乗じて得た額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「六月に支給す</p>

<p>1 略</p> <p>附 則</p>	<p>新 条 例</p> <p>附則第五項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>7 及び 8 略</p> <p>6 第十三条第二項の規定の適用については、当分の間は、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十四・五」とする。</p>
<p>2 1 略</p> <p>この条例の施行の日（以下「施行日」と</p>	<p>旧 条 例</p> <p>7 及び 8 略</p> <p>6 平成二十二年三月三十一日までの間における第十三条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十三」とする。</p> <p>4 〳 7 略</p> <p>附 則</p> <p>1 〳 5 略</p> <p>6 平成二十二年三月三十一日までの間における第十三条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十三」とする。</p> <p>4 〳 7 略</p> <p>附 則</p> <p>1 〳 5 略</p> <p>6 平成二十二年三月三十一日までの間における第十三条第二項の規定の適用については、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十三」とする。</p>

2 | この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 | 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

いう。）の前日において、杉並区幼稚園教
育職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例（平成十八年杉並区条例第十六号）
附則第五項及び第六項の規定により特別区
人事委員会（以下「人事委員会」とい
う。）が定める給料月額（以下「人事委員
会が定める給料月額」という。）を受けて
いた職員の施行日における給料月額は、人
事委員会が定める。

6	5	4	<p>3 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十六号）附則第五項及び第六項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員についてのこの条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第二項の規定の適用については、平成二十年三月三十一日までの間は、同項中「その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者につき杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十六号）附則第五項及び第六項の規定により人事委員会が定める給料月額」とする。</p>
---	---	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7	6	5	<p>4 人事委員会が定める給料月額を</p> <p>受けている職員についてのこの条例による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項中「その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者につき杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十六号）附則第五項及び第六項の規定により人事委員会が定める給料月額」とする。</p>
---	---	---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目		改 正 内 容		
給 料 表		別表第一		
諸 手 当	地 域 手 当	支給割合		
		現 行	改 正	
		13%	当分の間14.5%	
	勤 勉 手 当	職員の支給月数		
		区 分	現 行	改 正
		6月期	0.725	0.75
		12月期	0.725	0.75
		合 計	1.45	1.50
		管理職員の支給月数		
		区 分	現 行	改 正
	6月期	0.925	0.95	
	12月期	0.925	0.95	
	合 計	1.85	1.90	
	1 期末手当と勤勉手当とを合計した支給月数は、「4.45月分」から「4.50月分」となる。 2 再任用職員の支給月数は、改定しない。			
実 施 の 時 期 等		1 一部の規定を除き、平成20年1月1日から施行する。 2 平成19年度の特例として、平成20年3月に勤勉手当(0.05月分)を支給する。		